

各位

会社名 株式会社TSIホールディングス
代表者名 代表取締役社長 下地 毅
(東証プライム市場 コード番号 3608)
問合せ先 広報・IR室長 山田 耕平
TEL 03(5785)6400

TSIホールディングス グループ人権方針の策定について

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り TSI ホールディングス グループ人権方針の策定について決議しましたので、お知らせします。

記

1. TSI ホールディングス グループ人権方針

TSI ホールディングス グループは、「ファッションエンターテインメントの力で、世界の共感と社会的価値を生み出す。」をパーパスとし、「ファッションエンターテインメントでサステナブルな未来をつくる」というサステナビリティ・ステートメントに基づいて事業活動を行い、すべてのステークホルダーが身体的にも精神的にも“幸せ”な状態で活躍していく社会の実現を目指しています。

その社会の実現に向けて当社グループは、従業員や取引先に対し、事業活動を通じて人種、民族、国籍、社会的身分、門地、性別、性的嗜好、性自認、障がいの有無、健康状態、思想・信条、宗教及び職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別、ハラスメントを禁止しています。また、当社グループは、人身取引を含む奴隷労働や強制労働、児童労働も認めません。

当社グループは、社会の一員として、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について国際連合が規定した「国際人権章典」(※1)、労働における基本的権利を規定した国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に加え、「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」、「女性差別撤廃条約」、「OECD 多国籍企業行動指針」、国際連合「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、ユニセフの「子供の権利とビジネス原則」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。

また、当社グループは、事業活動を行う国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方策に取り組んでまいります。

(※1) 「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」

2. 重要なステークホルダー

本人権方針のもと、私たちの事業活動から影響を受けるすべてのステークホルダーの人権を尊重します。なかでも、下記の皆様を私たちの重要なステークホルダーと定めて人権尊重の取り組みを推進します。

(1) 従業員等

当社グループ役員並びにアルバイト、契約社員及び派遣社員を含む全従業員に対し本人権方針を適用し、責任を果たします。具体的には当社グループの社員一人一人が「取るべき行動・持つべき意識」を定めた「グループ行動基準」に基づいて、グループ倫理規程、コンプライアンス規程、関係会社管理規程等を定め、これらの規程にしたがった行動を推進することにより人権尊重に取り組めます。また、平時においてはリスク管理規程、有事の際には事業継続計画（BCP）に基づいて的確なリスクの管理に努めると共に、実際に差別やハラスメントといった従業員等の人権への負の影響が発生した場合には、公益通報者保護制度をはじめとする各種の制度により、早期発見と是正を図ります。

(2) 取引先

取引先へは、本人権方針をご理解頂き、共に人権尊重の取り組みを推進することに努めます。また、当社グループの製品、サービス等、事業活動によって奴隷労働や強制労働といった人権への負の影響が引き起こされた場合は、本人権方針に基づいて取引先に対して適切な是正措置を講じるように求めてまいります。

(3) お客様や地域社会の皆様

当社グループは、お客様や地域社会の皆様が、私たちの製品の店舗販売またはインターネット販売などの事業活動を通じてプライバシーの侵害や差別といった人権への負の影響を受けた場合、その是正に努めます。併せて、事業活動を通じて取得した個人情報の保護に努めます。また、お客様や地域社会の皆様が不快と感じる商品の販売やサービスの提供、差別表現・性的表現を含む広告活動を行いません。

3. 運用体制

本人権方針は、当社グループの事業活動における人権尊重への取り組みに関するすべての文書・規範の上位方針として位置付けます。

本人権方針に基づき、代表取締役をはじめとする取締役がその運用における責任を担います。

(1) 従業員に対する教育

当社グループは、本人権方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、従業員に対してその実行に必要な教育及び能力開発を行います。

(2) 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、国際連合が定める「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、私たちがステークホルダーに与える人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減の取り組みを進めてまいります。

負の影響への対応として、事業活動に関する懸念を通報できる実効性のある通報体制の構築を目指します。

人権への負の影響を引き起こしたまたは助長したことが明らかになった場合には、適切かつ効果的な救済措置を講じるよう努めます。また、事業活動によって、人権への負の影響が発生する場合には、影響を受ける対象へ是正に向けた役割を果たす必要があることも認識しています。当社グループの取り組みに優先順位をつける必要がある場合には、より深刻度の高い人権への負の影響

から対処します。

また、人権への負の影響を特定し対処する取り組みの進捗状況についても、情報を適宜開示します。

本人権方針は、ステークホルダーや有識者の助言を受けて策定しました。今後も、社会の変化や事業を取り巻く環境の変化にあわせ、ステークホルダーとの対話や有識者の意見を踏まえて見直しを行い、人権尊重への取り組みを進化させてまいります。

本人権方針は当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

以 上